平成２８年（フ）第６２４号
横浜市青葉区あざみ野１丁目９番地１　金子ビル208、前住所川崎市多摩区長沢４丁目14番４－２号
破産者　藤田　沙知
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６３８号
川崎市麻生区千代ケ丘３丁目２番地６　エルナード山田　１、前住所川崎市高津区下野毛１丁目７番16号　コーポ多摩川
破産者　藤山　雄司
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第９７４号
名古屋市中川区大地１番地の７　万場荘１棟503号
破産者　義原信彦こと　許　　信彦
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３３３号
愛知県豊明市西川町横井２番地８　ＴＴＭ303号
破産者　榊原恵美子
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６９４号
愛知県春日井市上条町１丁目39番地２　レオパレス春日井ステーション104号、従前の住所愛知県春日井市八事町３丁目76番地　グローリアスハイツ春日井905号
破産者　三宅　貴之
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２２号
滋賀県長浜市法楽寺町260番地18
破産者　吉岡久美子
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第３９６号
熊本市南区薄場２丁目３番33号、前住所熊本市東区尾ノ上４丁目20番１－１号
破産者　鶴田　又一
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４６４号
熊本市中央区新大江３丁目20番18号　フォレスタ新大江501、前住所熊本市中央区国府２丁目14番38―205号　出水レジデンス
破産者　上野　太嗣
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２５号
熊本県天草市新和町小宮地10823番地６
破産者　東石　義勝
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２８年（フ）第３７号
大分県臼杵市大字戸室280番地の１の１
破産者　安達美智子
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２４５号
北海道旭川市亀吉１条１丁目５番５－108号　エーコーパティオス　108号
破産者　松村　則男
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７３号
北海道枝幸郡枝幸町新栄町536番地46
破産者　岩山　　武
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９８号
北海道白糠郡白糠町西庶路東１条北４丁目２番地49
破産者　五ノ井依子
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第８６号
長野県小諸市大字滝原894番地２
破産者　白鳥　敦志
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第２２７号
岐阜市則松３丁目417番地
破産者　宮部　正規
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第４３号
岐阜市洞1037番地１　コーポ加藤Ｄ－215、住民票上の住所岐阜市瑞雲町２丁目15番地３
破産者　佐藤　圭悟
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１９０号
岐阜県羽島郡岐南町八剣５丁目96番地（ワークスマンション　206号室）
破産者　冬野塗装こと　冬野　圭亮
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２９０号
岐阜市茜部中島２丁目22番地２、前住所愛知県常滑市住吉町１丁目98番地の15
破産者　喜友名ケンジこと　キユナ　クラウディオ　ケンジ（ＫＩＹＵＮＡ　ＣＬＡＵＤＩＯ　ＫＥＮＪＩ）
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所